

平成 31 年度 入園申し込みスタート

問 保育幼稚園課 ☎2998-9126

31年4月からの幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業の入園申し込みに必要な願書・入園のしおりを配布します。

施設の種類の種類

施設	幼稚園 ※1	認定こども園		保育園	地域型 保育事業
		幼稚園部分	保育園部分		
対象年齢※2	3～5歳	0～5歳		0～2歳	
利用時間	朝～昼すぎ(夕方※3)		朝～夕方		
認定区分	1号認定	2・3号認定		3号認定	
特徴	幼児期の教育	幼稚園部分と保育園部分を併せ持ち、地域の子育て支援も行う		保護者に代って保育を行う	6～19人の小規模保育

- ※1…子ども・子育て支援新制度に移行済みの施設と、未移行の施設あり。未移行の幼稚園を利用する場合は、市の認定不要
- ※2…31年4月1日現在の年齢
- ※3…預かり保育により、夕方まで利用できる場合もあり

認定区分

- ▶ 1号認定…教育を希望する場合に申請
- ▶ 2・3号認定…保育が必要な場合に申請
0～2歳は3号、3～5歳は2号に分類
共働き世帯であるなど、保育の必要な事由が必要

高校・大学などの 入学準備金をお貸しします

問 こども支援課 ☎2998-9124

平成31年4月からの高校、高専、大学などへの入学に必要な費用を、保護者に貸し付けます。希望する方は、試験の可否にかかわらず、あらかじめ申請してください。借り入れには保証人が必要です。

- 保護者の要件** ▶ 引き続き2年以上市内在住 ▶ 市税の滞納がない、または非課税対象者で返還能力がある ▶ 次の要件を満たす保証人がいる

- 保証人の要件** ▶ 引き続き2年以上市内在住 ▶ 市税の滞納がない ▶ 独立の生計を営む20歳以上 ▶ 後見・保佐開始の審判、破産手続き開始の決定を受けていない ▶ 申請日現在、本制度の借り受け人でない

◎市内に保証人がいない場合はご相談ください。

貸付上限

- ▶ 高校・高専(国・公立)…10万円
- ▶ 高校・高専(私立)…30万円
- ▶ 短大・大学など…40万円

返済期間 3年以内(無利子/貸付後6カ月据え置き)

申 10月31日(水)までに必要書類を市役所2階こども支援課に直接

◎締め切り後の審査会で認定者を決定します(所得判定あり)。詳細や必要書類は同課、市HP(Q入学準備金)でご確認ください。



利用手続き

幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)

- ◆願書配布
日場 10月15日(月)～/入園を希望する施設
- ◆願書受付
日場 11月1日(木)～/入園を希望する施設
◎いずれも時間は各施設にお問い合わせください。

認定こども園(保育園部分)・保育園・地域型保育事業

- ◆入園のしおり・申請書類配布
日 10月1日(月)～
場 ①市役所2階保育幼稚園課(土・日曜、祝休日除く午前8時30分～午後5時15分)
②入所希望施設(開園日の午前8時30分～午後5時)
◎10月1日(月)以降に市HP(Q入園のしおり)からも入手できます。
- ◆申請書類受付
日 11月1日(木)～9日(金)
場 ①市役所2階204会議室(土・日曜、祝休日除く午前9時～午後4時)
②入所希望施設(開園日の午前8時30分～午後5時)
◎郵送の場合は、11月9日(金)(消印有効)までに書留郵便で〒359-8501 保育幼稚園課に郵送してください。申請書類は、勤務先に記入してもらう書類など、事前に用意する必要がある書類を含むため、あらかじめ準備してから申し込みください。



マイナンバーカードで入所申請できます!

マイナンバーカードをお持ちの方は、パソコンを使ってウェブで入所申請ができます!(カードリーダーなどが必要です)
◎電子申請の場合でも、受付期間内に必要書類などを郵送・直接提出する必要があります。また、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)は対象外です。



市内小学校に入学する児童をサポート! 新入学学用品費を援助します

問 教育総務課 ☎2998-9232

平成31年4月に市内小学校に入学するお子さんの保護者で、経済的な理由でお困りの方に、今年度より新入学学用品費を入学前に援助します。

- 対 経済的理由でお困りの世帯(所得の目安は、4人家族で前年所得の合計が316万円未満)
- 支給額 40,600円(新入学学用品費)
- 支給時期 平成31年2月下旬
- 留意事項 ▶ 同一世帯で、市内小・中学校に在籍の児童生徒がいる30年度就学援助認定世帯は申請不要 ▶ 30年1月2日以降の転入者は、収入のある家族全員の29年中所得証明(源泉徴収票など)が必要 ▶ 就学援助の他の項目(給食費など)は、31年3月に受け付け開始

申 月初～12月28日(金)に印鑑、振込先金融機関の本支店名、口座番号(保護者名義)を市役所6階教育総務課に直接

◎学校では受け付けできません。

